

第 19 号議案

東京二十三区清掃一部事務組合の規約変更について
上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

東京二十三区清掃一部事務組合の規約変更について
東京二十三区清掃一部事務組合の規約を下記のとおり変更する。

記

東京二十三区清掃一部事務組合規約の一部を変更する規約
東京二十三区清掃一部事務組合規約(平成十二年二月二十一日東京都
知事許可)の一部を次のように変更する。

第九条第一項中「、副管理者二人及び収入役一人」を「及び副管理者
二人」に改め、同条第四項を削る。

第十条第一項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、
同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第一項」の下に「及
び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を
加える。

3 前条第一項に定めるもののほか、会計管理者一人を置く。

第十一条中「副管理者及び収入役」を「副管理者」に改める。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、東京二十三区清掃一部事務組合規約の一部
を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、こ
の案を提出いたします。